

■ 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

長期優良住宅法第6条第1項第3号に規定する「良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること」を判断するための基準は、次のとおりです。

○地区計画に関する事項

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち地区整備計画が定められている区域において、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限り、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に基づく条例に定められたものを除く。）に適合しない場合は、長期優良住宅建築等計画の認定は行いません。

○景観計画に関する事項

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域において、当該景観計画に定める事項のうち、建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合しない場合は、長期優良住宅建築等計画の認定は行いません。

○都市計画施設に関する事項

次に掲げる住宅の建築制限のある区域内では、原則として、長期優良住宅建築等計画の認定は行いません。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域

■ 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮に関する基準（長野市 R4. 2. 20～）

長期優良住宅法第6条第1項第4号に規定する「建築しようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮したものであること」を判断するための基準は、次の各号に掲げる区域に建築されるものでないことです。

(1) 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

(4) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域